

令和2年1月23日

障害者支援施設等代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

令和元年度「障害分野におけるロボット等導入支援事業」について

本市障害福祉施策について、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和元年度第1次補正予算（案）が令和元年12月13日に閣議決定されたことに伴い、標記事業が新たに創設される可能性があります。

つきましては、別添の「令和元年度『障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業』の協議作業要領」をご確認の上、希望される事業者におかれては、提出期限までに必要書類を御提出くださいますようお願いいたします。

1 対象施設

本市が適当と認めた社会福祉法人又は特定非営利活動法人等が運営する障害者支援施設又はグループホーム

2 補助率

10/10（予算状況等により補助率が下がる場合や補助できない場合があります。）

3 補助対象とする機器の種類

移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、入浴支援

4 補助額

- ・1機器当たり対象経費合計額 10万円以上30万円以下
- ・1施設当たりの補助上限額 障害者支援施設：機器5台又はすべての機器の合計額150万円
グループホーム：機器2台又はすべての機器の合計額60万円

5 提出書類

- ・別紙3「1経費所要額調書」「2障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書」
- ・導入機器のカタログや販売価格の分かる資料

6 提出方法と提出期限

令和2年1月30日（木）17時（必着）（期限後の申請は一切受け付けられません）

40syokei@city.kawasaki.jpあて電子メールにてご提出ください。

※市が交付決定する前の事業着手（契約等）は認められません。

※補助事業の完了（機器等の導入完了）は令和2年夏頃を目途としますが、詳細の納期等については個別に相談させていただく場合があります。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

高橋、須田

電話 044-200-2654

メール 40syokei@city.kawasaki.jp